埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十六号告 宗

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和二年五月二十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

新 座 和 光 線	路線名
新座市野火止八丁目四七六番五地先か	供用開始の区間
令和二年五月二十九日	供用開始の期日
令和二年五月二十 令和二年五月二十 上を道路予定区域の 世月開始である。 世長九・一一メート	備考